

## 広島県告示第 809 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 20 年 10 月 2 日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	和歌山県和歌山市向 181 藤本食品株式会社 代表取締役 藤本 輝司
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県三原市沼田東町兩名 972-1 藤本食品株式会社広島工場

### 2 申請の内容

16 めん類製造業の用に供する湯煮施設 4 基を設置する。また、汚水処理施設 1 基を設置し、排水口を 5 か所設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)

		新 設		新 設		
種 類		16 めん類製造業の用に供する湯煮施設 (Aライン)		16 めん類製造業の用に供する湯煮施設 (Bライン)		
能 力 ( 1 日 当 た り )		58800 食を製造		48000 食を製造		
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		許可後直ちに		
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 30 日		着手後 30 日		
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに		完成後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		21 時間連続 (なし)		20 時間連続 (なし)		
項 目		通 常	最 大	通 常	最 大	
使 用 の 方 法	排 出 さ れ る 汚 水 等 の 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	6.8~8.6	6.8~8.6	6.8~8.6	6.8~8.6
		生物化学的酸素要求量	1100	1200	1100	1200
		化学的酸素要求量	935	1400	935	1400
		浮遊物質 量	330	400	330	400
		窒素含有量	64	145	64	145
		リン含有量	17	26	17	26
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	10	15	10	15
		大腸菌群数 (単位: 個/cm <sup>3</sup> )	500	1000	500	1000
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		33	36	37	40	
汚 水 等 の 排 出 先		排水処理施設		排水処理施設		

(その2)

		新 設		新 設		
種 類		16 めん類製造業の用に供する湯煮施設 (Cライン)		16 めん類製造業の用に供する湯煮施設 (Dライン)		
能 力 ( 1 日 当 た り )		90000 食を製造		60000 食を製造		
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		許可後直ちに		
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 30 日		着手後 30 日		
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに		完成後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		20 時間連続 (なし)		20 時間連続 (なし)		
項 目		通 常	最 大	通 常	最 大	
使 用 の 方 法	排出される汚水等 の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	6.8~8.6	6.8~8.6	6.8~8.6	6.8~8.6
		生物化学的酸素要求量	1100	1200	1100	1200
		化学的酸素要求量	935	1400	935	1400
		浮遊物質 量	330	400	330	400
		窒素含有量	64	145	64	145
		磷含有量	17	26	17	26
		ノルマルヘキサノール抽出物質含有量	10	15	10	15
		大腸菌群数 (単位: 個/cm <sup>3</sup> )	500	1000	500	1000
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		38	41	38	41	
汚 水 等 の 排 出 先		排水処理施設		排水処理施設		

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 排水処理施設

		新設				
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに				
	工事完成予定年月日	着工後30日間				
	使用開始予定年月日	完成後直ちに				
使用の方法	項 目	処 理 前		処 理 後		
		通 常	最 大	通 常	最 大	
	処理前処理後の汚水等の汚染状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
		生物化学的酸素要求量	1000	1200	10	15
		化学的酸素要求量	500	750	20	30
		浮遊物質	100	200	30	50
		窒素含有量	35	80	20	30
		燐含有量	10	15	4.5	7
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	35	50	5	8
		大腸菌群数 (単位: 個/cm <sup>3</sup> )	10000	15000	3000 未満	3000
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		275	318	275	318	
汚水等の排出先		No.1排水口				

(3) 排出水の汚染状態

(その1)

排水口名	項 目	新設	
		通 常	最 大

No. 1 排水口	水素イオン濃度（単位：水素指数）		5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量	(単位： mg/ℓ)	10	15
	化学的酸素要求量		20	30
	浮遊物質		30	50
	窒素含有量		22	32
	燐含有量		4.7	7.2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		5	8
	大腸菌群数（単位：個／cm <sup>3</sup> ）		3000 未満	3000
	排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m <sup>3</sup> ）	299	342	

(その2) 新設

No. 2 雨水排水口, No. 3 雨水排水口, No. 4 雨水排水口, No. 5 雨水排水口

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年10月2日から平成20年10月23日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課並びに三原市環境政策課